

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十九号

埼玉県議会令和三年七月臨時会において議決された令和三年度埼玉県一般会計補正予算（第八号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）

令和3年度埼玉県一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,367,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,387,870,622千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		465,824,680	68,367,815	534,192,495
	2 国庫補助金	345,204,887	68,367,815	413,572,702
歳 入	合 計	2,319,502,807	68,367,815	2,387,870,622

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		94,676,456	10,582	94,687,038
	8 防災費	2,985,625	10,582	2,996,207
4 衛生費		203,973,236	12,007,973	215,981,209
	1 公衆衛生費	164,004,141	12,007,973	176,012,114
7 商工費		172,430,203	56,349,260	228,779,463
	1 商工業費	171,211,999	56,349,260	227,561,259
歳出合計		2,319,502,807	68,367,815	2,387,870,622